

## 岩倉市認知症地域支援推進員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項第6号に規定する認知症総合支援事業を実施するにあたり、地域における医療、介護、保健及び福祉の連携強化並びに市内に居住する認知症の人及びその家族（以下「認知症の人等」という。）に対する支援体制の構築を図るため、岩倉市認知症地域支援推進員（以下「推進員」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 推進員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 認知症の人等に対する適切な支援の検討、関係機関の連携調整等の支援及び支援体制の構築に関すること。
- (2) 認知症の人等に対する支援のための研修会、交流会等の実施に関すること。
- (3) 住民に対する認知症に関する正しい理解の普及啓発に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、認知症の人等に対する支援に関すること。

(任命)

第3条 推進員は、次に掲げる条件のいずれかに該当する者であって、認知症の医療又は介護に関する専門的知識及び経験を有するもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は社会福祉士
- (2) 前号に掲げる者のほか、認知症介護指導者養成研修修了者等の認知症に係る医療又は介護に関する専門的知識及び経験を有する者として市長が認めた者

(任期)

第4条 推進員の任期は、2年とする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、推進員を再任することができる。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。